

志摩市浄化槽指導要綱

平成 24 年 4 月 1 日

告示第 72 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、志摩市における浄化槽の設置及び維持管理等に関し必要な指導事項を定めることにより、公共用水域の汚濁防止と生活環境の保全を図るとともに、豊かな里海を育むことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)第 2 条第 1 号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律(平成 12 年法律第 106 号)による改正前の浄化槽法第 2 条第 1 号に規定する浄化槽のうち、し尿のみを処理するものをいう。
- (3) 浄化槽管理者 浄化槽及び単独処理浄化槽を管理する者をいう。
- (4) 排出水 一般家庭、店舗、事業所等から排出される水をいう。
- (5) 農業集落排水処理施設等 農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設及びコミュニティプラントをいう。

(浄化槽の設置)

第 3 条 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 4 条第 1 項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域に掲げる地域(以下「下水道事業計画区域」という。)以外の区域においては、排出水が適正に処理されることとなるよう、浄化槽を設置(農業集落排水処理施設等への接続を含む。以下同じ。)するものとする。ただし、敷地の状況等により浄化槽の設置をすることができない場合その他の特段の事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

2 下水道事業計画区域以外の区域において、単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を設置している者は、排出水が適正に処理されることとなるよう、浄化槽を設置するよう努めなければならない。また、浄化槽法第 11 条の規定に基づく定期検査において、不適正との判定がなされ、かつ、通常の保守点検や清掃では改善が困難な単独処理浄化槽の管理者にあっては、速やかに浄化槽を設置するものとする。

- 3 処理対象人員 11 人以上の浄化槽を設置しようとする者は、当該浄化槽からの排出水が英虞湾（三重県志摩市の深谷大橋、同市御座岬と度会郡南伊勢町田曾崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域をいう。）又は伊勢湾（愛知県伊良子岬から三重県大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域をいう。）に流入するときは、別表の基準に適合するよう努めるものとする。
- 4 前項の規定により浄化槽を設置しようとする者は、別記様式により、その設置の工事開始の 30 日前までに市長に届け出なければならない。
- 5 浄化槽からの排出水が英虞湾又は伊勢湾に流れ込む場合、閉鎖性海域の富栄養化及び COD（化学的酸素要求量）の低減対策として、窒素又はリンの除去能力を有する浄化槽の設置に努めるものとする。

（維持管理の実施等）

第 4 条 浄化槽管理者は、浄化槽法、環境省関係浄化槽法施行規則(昭和 59 年厚生省令第 17 号)及び三重県浄化槽指導要綱(平成 9 年 2 月 27 日)を遵守するとともに、浄化槽及び単独処理浄化槽の適正な機能の維持を図るため、適切な維持管理をしなければならない。

（水質検査の報告）

第 5 条 市長は、この要綱の施行に関し必要な限度において、浄化槽管理者に対して、浄化槽法第 7 条及び第 11 条の規定に基づく水質検査の結果を提出するよう求めることができる。

2 市長は、三重県知事が指定する検査機関の協力が得られた場合、前項の規定による報告について検査機関を経由して求めることができる。

（立入調査）

第 6 条 市長は、この要綱の施行に関し必要な限度において、浄化槽又は単独処理浄化槽の設置場所に立ち入り、維持管理の状況及び排出水の水質状況等について調査することができる。

（報告聴取）

第 7 条 市長は、この要綱の施行に関し必要な事項について、浄化槽管理者及び浄化槽管理者から受託した維持管理業者等に報告を求めることができる。

（指導又は勧告）

第 8 条 市長は、浄化槽及び単独処理浄化槽の維持管理その他この要綱の目的を達成するために必要な事項について、浄化槽管理者に対し、指導又は勧告をすることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に志摩市の自然と環境の保全に関する条例(平成16年志摩市条例第165号)によってなされた届出については、この要綱の相当規定によってなされたものとみなす。

別表(第3条関係)

処理対象人員	指導基準値
11人～100人	BOD(生物化学的酸素要求量) 10mg/1以下
101人以上	BOD(生物化学的酸素要求量) 5mg/1以下

別記様式(第3条関係)

汚 水 処 理 計 画 書

年 月 日

(宛先)志摩市長

住 所
設置者 氏名又は名称 印
電 話 () —

志摩市浄化槽指導要綱第3条第4項の規定により、汚水処理計画書を次のとおり届け出ます。

名 称	
所 在 地	
施 設 の 種 類	
汚水等の処理の方法	
設 置 場 所	
工 事 着 手 予 定 日	年 月 日
完 成 予 定 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 日	年 月 日
種 類	
型 式 ・ 構 造	
処 理 能 力	m ³ /日
処 理 の 系 統	別添排水処理フローチャートのとおり

排水等の処理状況			
日平均	水 量	m ³ /日	
	水 質	処理前	BOD mg/l
		処理後	BOD mg/l
最大	水 量	m ³ /日	
	水 質	処理前	BOD mg/l
		処理後	BOD mg/l
公共用水域への排出方法			
参 考 事 項			

添付書類(各 1 部)

- ・ 付近の見取図
- ・ 建築物の平面図
- ・ 浄化槽の配置及び配管経路を記録した建築物の配置図
- ・ 排水処理フローチャート等

※ 工事開始の 30 日前までに届け出てください。